

## バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年2月18日、金融庁告示第7号)

<自己資本の構成に関する開示事項> ..... 46～47

<定性的な開示事項> ..... 48～53

<定量的な開示事項> ..... 54～66

※当行グループは、自己資本比率算出における信用リスクアセットの算出について、「標準的手法」を採用しております。

このため、開示事項のうち「内部格付手法」に関する項目については、記載を省略しております。

また、開示事項のうち該当がないものにつきましては、一部記載を省略しております。

## 報酬等に関する開示事項

..... 67～68

「銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日、金融庁告示第21号)

# 【自己資本の構成に関する開示事項】

## 〈連結自己資本比率（国内基準）〉

(単位：百万円)

項目	平成28年3月期末 経過措置による 不算入額	平成27年3月期末 経過措置による 不算入額	
		平成28年3月期末	平成27年3月期末
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	172,399		160,154
うち、資本金及び資本剰余金の額	87,037		87,037
うち、利益剰余金の額	92,260		77,751
うち、自己株式の額（△）	4,406		2,115
うち、社外流出予定額（△）	2,491		2,520
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	2,303		1,854
うち、為替換算調整勘定	—		—
うち、退職給付に係るものとの額	2,303		1,854
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	21		—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,280		9,873
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,280		9,873
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧非累積の永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	21,000		33,016
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,406		2,590
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 207,411		207,488
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額	1,474	2,211	2,151
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	1,399
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,474	2,211	751
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額	4	6	2
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	3,817	5,725	2,601
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	1	2	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口) 5,297		4,755
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ) 202,114		202,732
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	1,874,467		1,808,028
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	7,946		13,423
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）	2,211		3,004
うち、繰延税金資産	6		10
うち、退職給付に係る資産	5,725		10,407
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	—		—
うち、上記以外に該当するものの額	2		0
マーケット・リスク相当額の合計額をハハパーセントで除して得た額	—		—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハハパーセントで除して得た額	99,314		100,373
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 1,973,782		1,908,402
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.23%		10.62%

## 〈単体自己資本比率（国内基準）〉

(単位：百万円)

項目		平成28年3月期末	平成27年3月期末
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	167,791		154,864
うち、資本金及び資本剰余金の額	85,381		85,381
うち、利益剰余金の額	89,303		74,113
うち、自己株式の額（△）	4,406		2,115
うち、社外流出予定額（△）	2,486		2,515
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	21		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,353		7,843
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,353		7,843
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧非累積の永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	21,000		33,016
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	139		163
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 196,306		195,888
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	1,374	2,061	712
うち、のれんに係るもの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,374	2,061	712
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	1,512	2,268	746
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	1	2	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口) 2,888		1,459
<b>自己資本</b>			
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ) 193,417		194,428
<b>リスク・アセット等（3）</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	1,866,942		1,796,936
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,721		6,239
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額	2,061		2,851
うち、繰延税金資産	—		—
うち、前払年金費用	2,268		2,985
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャーナル	—		—
うち、上記以外に該当するものの額	391		403
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	92,114		93,217
信用リスク・アセット調整額	—	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 1,959,057		1,890,153
<b>自己資本比率</b>			
自己資本比率 ((ハ) / (二))	9.87%		10.28%

# 【定性的な開示事項】

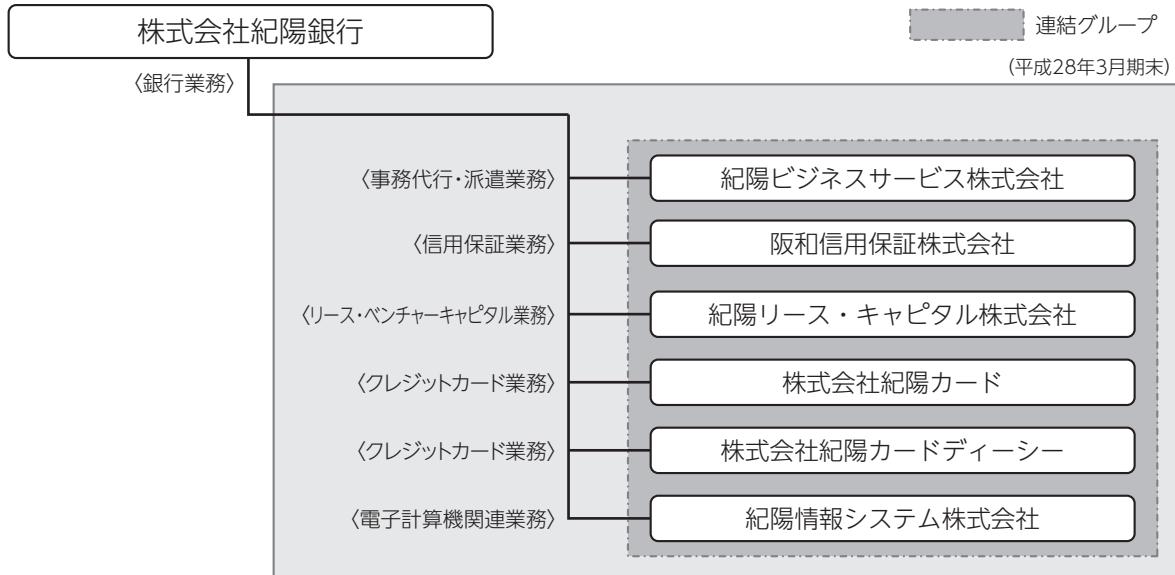
## 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づく連結の範囲（以下「会計連結範囲」）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率を算出する対象となる会社集団に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社は同一です。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は6社であり、詳細は下図のとおりです。



- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ございません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産額並びに主要な業務の内容  
該当ございません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

資本の移動の制限等はありません。

## 2. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条（連結）、第37条（単体）の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

平成27年3月末における自己資本調達手段の概要は、以下のとおりです。

### 〈紀陽銀行 連結、単体〉

自己資本調達手段	概要
普通株式（73百万株）	完全議決権株式
期限付劣後債務	劣後特約付借入金のうち1,000百万円は期間10年（期限一括返済）。上記借入金を除く期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年（期限一括返済）、5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能。
劣後特約付借入金 (14,000百万円)	
劣後特約付社債 (20,000百万円)	

平成28年3月末における自己資本調達手段の概要は、以下のとおりです。

### 〈紀陽銀行 連結、単体〉

自己資本調達手段	概要
普通株式（73百万株）	完全議決権株式
期限付劣後債務	期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年（期限一括返済）、5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能。
劣後特約付借入金 (8,000百万円)	
劣後特約付社債 (13,000百万円)	

### 3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行グループでは、紀陽銀行において自己資本を配賦原資として各リスクカテゴリーにリスク資本を配賦し、各リスク部門のリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかについてのモニタリングを通じて、自己資本の充実度を評価する体制としております。

その他、自己資本の充実度に関する評価基準として、「自己資本比率」を採用しております。

また、信用集中リスクについては、債務者の信用力に応じた自主限度額を設定し、管理しております。

### 4. 信用リスクに関する事項

#### リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

当行グループでは、信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出資産等の価値が減少したり、回収不能となり損失を被るリスクであると定義しています。

(信用リスク管理の基本方針)

当行グループでは、「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスク管理の原則・基本方針や管理体制を定めております。「信用リスク管理規程」に基づき、適切な信用リスク管理をおこなうために、リスクテイクの中心となる紀陽銀行において信用格付制度や与信の集中リスクを回避するための自主限度額などを設けるとともに、信用リスクの定量的把握にも取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、取締役会やリスク管理委員会への報告をおこなっております。

(貸倒引当金の計上基準)

当行グループの貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当をおこなっております。

#### 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

##### (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング

##### (2) エクスポートジャヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当行グループでは、標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮しつつ、格付の客觀性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、全てのエクスポートジャヤー区分について上記の格付機関を採用しています。

### 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法とは)

信用リスク削減手法とは、当行グループが抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金等債権と預金等債務との相殺などが該当します。なお、当行グループは、信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブは用いておりません。

また、ここでいう信用リスク削減手法は、当行グループが自らの自己資本の充実度を評価する際の取り扱いであり、貸出金などの与信案件の審査にあたっては担保・保証に過度に依存した取組みはおこなっておりません。

(自己資本比率算出上の取り扱い)

自己資本比率の算定においては、「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を採用しております。

(方針及び手続)

当行グループでは、不動産担保、有価証券担保、預金担保などの主要な担保のうち、有価証券担保、預金担保を「信用リスク削減手法」として用いており、各種規程や手続を定めて評価及び管理をおこなっております。

また、貸出金と預金との相殺については、与信先の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としています。

なお、派生商品取引、レポ形式の取引において、信用リスク削減手法として用いる法的に有効な相対ネッティング契約はございません。

保証については、格付機関の格付が付与されている保証人や、地方公共団体の保証など、「信用リスク削減手法」として有効に認められる保証人について、信用リスクの削減効果を勘案しております。

保証による「信用リスク削減手法」の適用については、地方公共団体の保証以外では消費者ローンにおける、「金融・保険業者」による保証が主となっておりますが、いずれも格付機関の格付が付与されている先に限定しております。

## 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行グループでは派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引の信用リスク額は、カレント・エクスポートージャー方式により与信相当額を算出し管理しております。なお、一定額以上の信用リスクのある取引相手については、与信限度額の管理のなかでリスク管理委員会に対して定期的に報告をおこなっております。

また、市場取引における派生商品取引については、取引先とISDA契約に加えCSA契約を締結し、取引相手先もしくは派生商品取引の契約先となる紀陽銀行の信用リスクが一定レベル以下に低下した場合は、双方が一定額の担保を取引相手に提供する内容の契約としております。

なお、派生商品取引に係る引当の算定はおこなっておりません。

## 7. 証券化エクスポートージャーに関する事項

### リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(取引の内容)

当行グループでは、投資家として証券化エクスポートージャーに該当する証券化商品を保有しております。

なお、当行グループでは、オリジネーター等での証券化取引への関与はおこなっておりません。

(取引に関する取組み方針)

当行グループでは、今後とも投資家として証券化取引に関与していく予定であり、当面オリジネーター等による関与の予定はございません。

(リスク管理方針)

当行グループでは、裏付資産の内容、ストラクチャー、外部格付等を確認し、内包されているリスクを所管部署にて十分審査し、必要に応じて取引限度額を設定しております。また、定期的に外部格付機関等の格付や各種リスクのモニタリングをおこなっております。

(取引に関するリスク特性)

当行グループが保有する証券化商品は、信用リスクならびに金利リスクを保有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

### 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行グループでは、保有する証券化エクスポートージャーについての包括的なリスク特性やパフォーマンス等に係る情報を適時に把握する体制を整備し、継続的なモニタリングを実施しております。

### 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行グループにおいては、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

### 再証券化取引に関する事項

再証券化に該当する取引はございません。

### 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行グループでは証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。

### 証券化取引に関する会計方針

当行グループにおいては、証券化取引による資産の売却あるいは資金の調達等に該当する取引をおこなっておりません。

### 証券化エクスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング

なお、証券化エクスポートージャーの種類による格付機関の使い分けはおこなっておりません。

## 8. マーケット・リスクに関する事項

当行グループは、マーケット・リスク相当額の算定を要しないため、該当ございません。

## 9. オペレーション・リスクに関する事項

---

### リスク管理の方針及び手続の概要

(オペレーション・リスクとは)

当行グループでは、オペレーション・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④有形資産リスク、⑤人的リスクに区別しております。

(方針及び手続)

当行グループでは、「常に預金者や市場から信頼・信認を得られるようにするために、適切な内部統制（体制・システム）を整備することでオペレーション・リスクを適切に管理する。」という方針のもと、オペレーション・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーション・リスク管理規程」を制定し、オペレーション・リスク全体の一元的な把握・管理を実施する部署を設置しております。また、管理すべき範囲が多岐にわたることから、オペレーション・リスクの各区分に応じた管理部署を定めるとともに、リスク区分毎に規程・手続等を整備し、適切に管理するプロセスを構築しております。

具体的には、RCSA（リスクとコントロールの自己評価）を実施し、業務プロセスに内在する潜在的なリスクの特定・評価に取り組むとともに、事務事故等、顕在化したオペレーション・リスク事象が、速やかに報告される体制を整備しており、これらを通じて、業務内容の改善や再発防止策の策定に取り組むなど、オペレーション・リスク管理の実効性向上に努めております。

また、オペレーション・リスクの現状や高度化への取組状況等は、リスク管理委員会に報告され、経営陣がオペレーション・リスク管理の有効性・適切性を確認し、その協議内容は取締役会へ報告することとしております。

### オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行グループにおいては、自己資本比率規制上のオペレーション・リスク相当額の算出については、「粗利益配分手法」を採用しています。

## 10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

---

(管理区分)

当行グループでは、出資・株式等のエクスポージャーについては、市場部門が運用目的で保有している「純投資」と、預金・貸出金・業務上の提携などを含めた総合的な取引関係を勘案して継続的に長期保有している「政策投資」という区分に分け、保有目的に応じた管理を行っております。

(方針及び手続)

純投資株式・投資信託、政策投資株式については、「配賦されたリスク資本の範囲に常にリスク量が収まるよう、適切な内部統制を整備する」という方針のもと、適切に管理を行っております。

また、政策投資株式については、銘柄毎の保有意義について継続的に見直し、価格変動リスクのコントロールに努めております。

グループ全体の財務状況に与える影響が大きい紀陽銀行が保有する純投資株式・投資信託の価格変動リスクに対するリスク資本は、原則半年に一度、戦略や方針等を勘案し決定され、リスク資本の範囲内で紀陽銀行が効率的に収益を追求できる体制としています。また、紀陽銀行ではリスク資本の他に投資金額の限度やロスカットルールを定め、損失の拡大を防止する措置を講じております。

純投資株式・投資信託の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク（以下、VaRという。）によりを行い、信頼区間は99%、保有期間は3ヶ月として計測しております。政策投資株式のうち上場株式は、金融商品会計のなかで財務上の影響が発生することから、価格変動リスクを把握するため、純投資株式・投資信託同様VaRの計測を行っております。

紀陽銀行における組織的な管理態勢としては、投資を実施する部署とは分離独立したリスク統括部が、日次ベースでモニタリングを実施し、リスク管理の有効性を保っております。

これら純投資株式・投資信託、政策投資株式の残高、評価損益、リスク量の状況は定期的にリスク管理委員会へ報告され、経営陣がリスク管理体制の有効性・適切性を確認し、協議された内容は取締役会へも報告されています。

株式等の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

株式等については、会計方針等を変更した場合、変更の理由や影響額を財務諸表の注記に記載しております。

## 11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

それぞれに把握したリスクについては、ALM (Asset Liability Management) の一環として、グループ全体の収益力向上に資するようコントロールを行っており、ALMの方針については、紀陽銀行のALM戦略委員会で、頭取が委員長となって、定期的な協議などを行っております。

銀行勘定における金利リスクについても、リスク特性の違いから、市場取引における金利リスクと預金・貸出金取引などの一般のお客様との取引から発生する金利リスクに区分のうえ、管理しております。

### 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行グループにおける銀行勘定の金利リスクの算出方法は、分散・共分散法によるVaR（信頼区間99%、保有期間6カ月）を用いてリスク管理を行っております。

VaR以外にも、BPV（ベース・ポイント・バリュー）、GPS（グリッド・ポイント・センシティビティ）分析、ギャップ分析、シナリオ分析、ストレステスト等の手法を用いてリスク管理を実施し、リスクを的確かつ多面的に把握するとともに、計測手法の高度化・精緻化に努めております。

なお、金利リスク算出上、要求払預金については、内部モデルにより滞留期間を考慮した「コア預金」を推計し、使用しております。

## 【定量的な開示事項】

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（平成27年3月末、平成28年3月末）

対象となる会社はございません。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額

#### ■平成27年3月末

##### 資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項目	連結	単体
1. 現金	—	—
2. わが国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中銀政府及び中央銀行向け	14	14
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. わが国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中銀政府等以外の公共部門向け	76	76
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構	54	54
9. わが国の政府関係機関向け	496	496
10. 地方三公社向け	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,584	1,582
12. 法人等向け	28,873	28,964
13. 中小企業等向け及び個人向け	18,652	18,425
14. 抵当権付住宅ローン	4,192	4,226
15. 不動産取得等事業向け	9,723	9,723
16. 三月以上延滞等	243	212
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	378	378
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等 （うち出資等のエクスポージャー） （うち重要な出資のエクスポージャー）	2,811 2,811 —	2,925 2,925 —
21. 上記以外 （うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） （うち右記以外のエクスポージャー）	— 1,419 1,589	— 1,286 1,588
22. 証券化（オリジネーターの場合） （うち再証券化）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合） （うち再証券化）	24	24
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	536	249
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	—	—
26. 一に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
CVAリスク相当額	520	520
中央清算機関（リスクウェイト2%が適用されるエクスポージャー）	0	0
中央清算機関（リスクウェイト4%が適用されるエクspoージャー）	0	0
合計	71,194	70,751

## オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	連 結	单 体
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	83	83
3. 短期の貿易関連偶発債務	9	9
4. 特定の取引に係る偶発債務	1	1
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	—	—
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	257	257
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	364	364
(うち借入金の保証)	214	214
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	3	3
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	—
控除額（△）	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	46	46
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は 有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	16	16
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	346	346
カレント・エクスポートージャー方式	346	346
派生商品取引	346	346
外為関連取引	342	342
金利関連取引	4	4
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポートージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポートージャーに係る適格流動性補完及び適格なサー ビサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポートージャー	—	—
合 計	1,126	1,126

■平成28年3月末

資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項目	連結	単体
1. 現金	—	—
2. わが国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	14	14
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. わが国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	7	7
7. 國際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構	35	35
9. わが国の政府関係機関向け	469	469
10. 地方三公社向け	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,618	1,617
12. 法人等向け	30,074	30,145
13. 中小企業等向け及び個人向け	19,113	18,884
14. 抵当権付住宅ローン	4,164	4,199
15. 不動産取得等事業向け	10,151	10,151
16. 三月以上延滞等	217	190
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	440	440
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等 （うち出資等のエクスポージャー） （うち重要な出資のエクspoージャー）	3,443 3,443 —	3,558 3,558 —
21. 上記以外 （うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー） （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー） （うち右記以外のエクspoージャー）	— 1,034 1,639	— 908 1,629
22. 証券化（オリジネーターの場合） （うち再証券化）	— —	— —
23. 証券化（オリジネーター以外の場合） （うち再証券化）	242 —	242 —
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	21	21
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャ	317	188
26. 一に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 CVAリスク相当額 中央清算機関（リスクウェイト2%が適用されるエクspoージャー） 中央清算機関（リスクウェイト4%が適用されるエクspoージャー）	— 721 1 0	— 721 1 0
合計	73,731	73,430

## オフ・バランス項目

(単位：百万円)

#### オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(单位：百万吨)

項 目	平成27年3月末		平成28年3月末	
	連 結	単 体	連 結	単 体
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額(粗利益配分手法)	4,014	3,728	3,972	3,684

### 總所要自己資本額

(单位：百万吨)

項 目	平成27年3月末		平成28年3月末	
	連 結	単 体	連 結	単 体
総所要自己資本額	76,336	75,606	78,951	78,362

### 3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

#### 信用リスクに関するエクスポートジャーヤーの期末残高及び三月以上延滞エクスポートジャーヤーの残高

■平成27年3月末

〈連結 (地域別、業種別、残存期間別)〉

(単位:百万円)

		信用リスクエクスポートジャーヤー			三月以上延滞 エクスポートジャーヤー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	4,292,481	2,690,139	948,099	10,081	18,195
国外計	209,293	—	181,893	4,675	—
地域別合計	4,501,774	2,690,139	1,129,993	14,756	18,195
製造業	406,143	372,711	11,051	2,876	116
農業、林業	2,748	2,289	—	—	20
漁業	392	233	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3,332	3,144	—	—	—
建設業	116,102	102,212	1,143	—	422
電気・ガス・熱供給・水道業	25,213	24,241	1,436	—	—
情報通信業	13,532	12,209	426	—	0
運輸業、郵便業	79,781	74,438	4,126	—	65
卸売業、小売業	324,844	308,965	3,606	3,548	478
金融業、保険業	754,620	65,745	207,437	8,331	489
不動産業、物品賃貸業	302,783	340,370	11,482	—	13,134
各種サービス業	310,594	225,443	9,572	—	771
地方公共団体	1,134,431	352,109	780,969	—	—
その他	1,027,250	806,024	98,741	—	2,697
業種別計	4,501,774	2,690,139	1,129,993	14,756	18,195
1年以下	492,616	261,535	95,162	86	711
1年超3年以下	738,527	275,120	406,982	2,132	96
3年超5年以下	556,427	328,461	209,439	4,206	179
5年超7年以下	433,377	237,097	150,384	—	140
7年超10年以下	510,968	351,428	159,000	540	1,052
10年超	1,105,637	995,814	109,022	—	12,988
期間の定めのないもの	664,218	240,682	2	7,791	3,027
残存期間別合計	4,501,774	2,690,139	1,129,993	14,756	18,195

(注) 1. 信用リスクエクスポートジャーヤーには、三月以上延滞エクスポートジャーヤーも含めて記載しております。

2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。

4. 三月以上延滞エクスポートジャーヤーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャーヤー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートジャーヤーを記載しております。

5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポートジャーヤーなどを含めて記載しております。

〈単体 (地域別、業種別、残存期間別)〉

(単位:百万円)

		信用リスクエクスポートジャーヤー			三月以上延滞 エクスポートジャーヤー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	4,288,977	2,691,594	948,099	10,081	17,424
国外計	209,293	—	181,893	4,675	—
地域別合計	4,498,270	2,691,594	1,129,993	14,756	17,424
製造業	406,143	372,711	11,051	2,876	116
農業、林業	2,748	2,289	—	—	20
漁業	392	233	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3,332	3,144	—	—	—
建設業	116,102	102,212	1,143	—	422
電気・ガス・熱供給・水道業	25,213	24,241	1,436	—	—
情報通信業	13,532	12,209	426	—	0
運輸業、郵便業	79,781	74,438	4,126	—	65
卸売業、小売業	324,844	308,965	3,606	3,548	478
金融業、保険業	762,065	73,462	207,437	8,331	489
不動産業、物品賃貸業	302,783	340,370	11,482	—	13,134
各種サービス業	310,594	225,443	9,572	—	771
地方公共団体	1,133,353	351,908	780,969	—	—
その他	1,017,380	799,963	98,741	—	1,925
業種別計	4,498,270	2,691,594	1,129,993	14,756	17,424
1年以下	485,588	255,686	95,162	86	711
1年超3年以下	740,162	276,755	406,982	2,132	96
3年超5年以下	559,931	331,965	209,439	4,206	179
5年超7年以下	433,377	237,097	150,384	—	140
7年超10年以下	511,183	351,642	159,000	540	1,052
10年超	1,105,637	995,814	109,022	—	12,988
期間の定めのないもの	662,389	242,633	2	7,791	2,255
残存期間別合計	4,498,270	2,691,594	1,129,993	14,756	17,424

(注) 1. 信用リスクエクスポートジャーヤーには、三月以上延滞エクスポートジャーヤーも含めて記載しております。

2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。

4. 三月以上延滞エクスポートジャーヤーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャーヤー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートジャーヤーを記載しております。

5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポートジャーヤーなどを含めて記載しております。

## ■平成28年3月末

〈連結 (地域別、業種別、残存期間別)〉

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポート	信用リスクエクスポート			三月以上延滞 エクスポート
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	4,585,574	2,763,187	854,833	20,735	17,343
国外計	164,446	500	139,108	—	—
地域別合計	4,750,020	2,763,687	993,941	20,735	17,343
製造業	411,951	383,876	16,311	3,502	427
農業、林業	2,549	2,549	—	—	19
漁業	271	271	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2,464	2,361	—	—	—
建設業	103,237	100,983	1,384	—	372
電気・ガス・熱供給・水道業	25,999	23,682	1,419	—	—
情報通信業	16,302	14,670	399	—	0
運輸業、郵便業	89,680	85,718	2,035	—	2
卸売業、小売業	332,814	318,376	4,466	6,351	461
金融業、保険業	1,029,202	85,456	190,737	10,881	225
不動産業、物品賃貸業	367,698	352,840	12,335	—	13,080
各種サービス業	231,281	221,872	8,214	—	790
地方公共団体	1,043,488	357,170	685,502	—	—
その他	1,093,077	813,854	71,132	—	1,964
業種別合計	4,750,020	2,763,687	993,941	20,735	17,343
1年以下	580,365	264,456	189,274	330	396
1年超3年以下	723,060	265,574	321,491	2,840	478
3年超5年以下	574,582	362,029	183,684	6,238	182
5年超7年以下	392,944	256,647	108,770	444	96
7年超10年以下	445,272	347,071	98,201	—	902
10年超	1,115,189	1,021,872	92,517	—	12,599
期間の定めのないもの	918,604	246,036	0	10,881	2,687
残存期間別合計	4,750,020	2,763,687	993,941	20,735	17,343

(注) 1. 信用リスクエクスポートには、三月以上延滞エクスポートも含めて記載しております。

2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。

4. 三月以上延滞エクスポートとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポート、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートを記載しております。

5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポートなどを含めて記載しております。

〈単体 (地域別、業種別、残存期間別)〉

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポート	信用リスクエクスポート			三月以上延滞 エクスポート
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	4,581,934	2,764,148	854,833	20,735	16,721
国外計	164,446	500	139,108	—	—
地域別合計	4,746,380	2,764,648	993,941	20,735	16,721
製造業	411,951	383,876	16,311	3,502	427
農業、林業	2,549	2,549	—	—	19
漁業	271	271	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2,464	2,361	—	—	—
建設業	103,237	100,983	1,384	—	372
電気・ガス・熱供給・水道業	25,999	23,682	1,419	—	—
情報通信業	16,302	14,670	399	—	0
運輸業、郵便業	89,680	85,718	2,035	—	2
卸売業、小売業	332,814	318,376	4,466	6,351	461
金融業、保険業	1,036,138	92,513	190,737	10,881	225
不動産業、物品賃貸業	367,698	352,840	12,335	—	13,080
各種サービス業	231,281	221,872	8,214	—	790
地方公共団体	1,042,592	356,989	685,502	—	—
その他	1,083,398	807,940	71,132	—	1,342
業種別合計	4,746,380	2,764,648	993,941	20,735	16,721
1年以下	572,262	257,358	189,274	330	396
1年超3年以下	726,197	268,710	321,491	2,840	478
3年超5年以下	577,188	364,634	183,684	6,238	182
5年超7年以下	392,944	256,647	108,770	444	96
7年超10年以下	445,465	347,264	98,201	—	902
10年超	1,115,189	1,021,872	92,517	—	12,599
期間の定めのないもの	917,132	248,161	0	10,881	2,065
残存期間別合計	4,746,380	2,764,648	993,941	20,735	16,721

(注) 1. 信用リスクエクスポートには、三月以上延滞エクスポートも含めて記載しております。

2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。

4. 三月以上延滞エクスポートとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポート、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートを記載しております。

5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポートなどを含めて記載しております。

## 貸倒引当金残高

### ■平成27年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	10,503	9,873	10,503	9,873
個別貸倒引当金	17,239	15,504	17,239	15,504
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	27,742	25,378	27,742	25,378

〈単体〉

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	8,396	7,843	8,396	7,843
個別貸倒引当金	15,617	13,920	15,617	13,920
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	24,013	21,764	24,013	21,764

### ■平成28年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	9,873	9,280	9,873	9,280
個別貸倒引当金	15,504	15,781	15,504	15,781
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	25,378	25,062	25,378	25,062

〈単体〉

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	7,843	7,353	7,843	7,353
個別貸倒引当金	13,920	14,237	13,920	14,237
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	21,764	21,590	21,764	21,590

## 個別貸倒引当金の業種別内訳

■平成27年3月期

(連結)

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	3,064	3,781	3,064	3,781
農業、林業	3	2	3	2
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	220	—	220	—
建設業	616	308	616	308
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	50	50	50	50
運輸業、郵便業	495	564	495	564
卸売業、小売業	2,976	2,970	2,976	2,970
金融業、保険業	1,799	397	1,799	397
不動産業、物品販賣業	3,386	2,318	3,386	2,318
各種サービス業	2,477	3,049	2,477	3,049
地方公共団体	—	—	—	—
その他	2,147	2,062	2,147	2,062
計	17,239	15,504	17,239	15,504

(単体)

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	3,021	3,740	3,021	3,740
農業、林業	3	2	3	2
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	220	—	220	—
建設業	603	294	603	294
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	50	50	50	50
運輸業、郵便業	484	539	484	539
卸売業、小売業	2,954	2,953	2,954	2,953
金融業、保険業	1,799	397	1,799	397
不動産業、物品販賣業	3,386	2,318	3,386	2,318
各種サービス業	2,466	3,037	2,466	3,037
地方公共団体	—	—	—	—
その他	625	586	625	586
計	15,617	13,920	15,617	13,920

■平成28年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	3,781	4,065	3,781	4,065
農業、林業	2	3	2	3
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	308	360	308	360
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	50	66	50	66
運輸業、郵便業	564	660	564	660
卸売業、小売業	2,970	3,352	2,970	3,352
金融業、保険業	397	137	397	137
不動産業、物品賃貸業	2,318	1,849	2,318	1,849
各種サービス業	3,049	3,439	3,049	3,439
地方公共団体	—	—	—	—
その他	2,062	1,846	2,062	1,846
計	15,504	15,781	15,504	15,781

〈単体〉

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	3,740	4,015	3,740	4,015
農業、林業	2	3	2	3
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	294	346	294	346
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	50	66	50	66
運輸業、郵便業	539	638	539	638
卸売業、小売業	2,953	3,332	2,953	3,332
金融業、保険業	397	137	397	137
不動産業、物品賃貸業	2,318	1,841	2,318	1,841
各種サービス業	3,037	3,425	3,037	3,425
地方公共団体	—	—	—	—
その他	586	430	586	430
計	13,920	14,237	13,920	14,237

## 業種別貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種名	平成27年3月期		平成28年3月期	
	連結	単体	連結	単体
製造業	193	188	92	90
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	264	264	478	477
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	47	35	14	14
卸売業、小売業	883	870	216	216
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品販賣業	18	17	—	—
各種サービス業	105	105	208	205
地方公共団体	—	—	—	—
その他	1,356	246	1,225	45
計	2,869	1,728	2,236	1,051

## リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

### ■平成27年3月末

(単位：百万円)

	エクスポージャー額			
	連結		単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	116,426	1,503,146	116,426	1,502,065
10%	—	247,995	—	247,995
20%	69,091	163,344	69,091	163,120
35%	—	299,957	—	302,381
50%	181,994	1,271	181,994	1,101
75%	—	632,980	—	625,404
100%	78,067	968,705	78,067	972,369
150%	—	14,295	—	13,875
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	445,580	3,831,696	445,580	3,828,313

(注) 1. 格付は、原債務者などに対して、当行グループが採用する格付機関が付与しているものを記載しております。

2. 金融機関等のリスク・ウェイトは金融機関設立国の格付を使用して決定しています。

3. 所謂ファンド等に含まれる債券は含めておりません。

### ■平成28年3月末

(単位：百万円)

	エクスポージャー額			
	連結		単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	88,816	1,717,951	88,816	1,717,053
10%	—	246,004	—	246,004
20%	75,479	162,592	75,479	162,474
35%	—	297,926	—	300,418
50%	189,486	979	189,486	856
75%	—	645,393	—	637,769
100%	75,190	1,044,967	75,190	1,048,046
150%	—	13,700	—	13,321
350%	—	—	—	—
1250%	—	160	—	160
合計	428,973	4,129,676	428,973	4,126,104

(注) 1. 格付は、原債務者などに対して、当行グループが採用する格付機関が付与しているものを記載しております。

2. 金融機関等のリスク・ウェイトは金融機関設立国の格付を使用して決定しています。

3. 所謂ファンド等に含まれる債券は含めておりません。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー

(単位：百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	連 結	单 体	連 結	单 体
現金及び自行預金	191,839	191,839	167,168	167,168
金	—	—	—	—
適格債券	6,062	6,062	1,035	1,035
適格株式	12,552	12,552	8,866	8,866
適格投資信託	—	—	—	—
適格金融資産担保合計	210,455	210,455	177,069	177,069
適格保証	77,773	77,773	62,324	62,324
適格クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	77,773	77,773	62,324	62,324

(注) 1. 信用保証協会による保証は含めておりません。

2. 当行グループは、信用リスク削減手法について、包括的手法を採用しております。また、ボラティリティ調整率によるエクスポートジャーの額の上方調整を行っているため、上表では当該上方調整額に相当する額を減額して記載しております。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### 与信相当額の算出に用いる方法

#### ■平成27年3月末、平成28年3月末

派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポートジャー方式にて算出しております。

### グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

取引の区分	平成27年3月末		平成28年3月末	
	連 結	单 体	連 結	单 体
派生商品取引	491	491	210	210

### 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成27年3月末		平成28年3月末	
	連 結	单 体	連 結	单 体
派生商品取引	14,785	14,785	21,032	21,032
外国為替関連取引及び金関連取引	14,244	14,244	20,891	20,891
金利関連取引	540	540	0	0
株式関連取引	—	—	140	140
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合 計	14,785	14,785	21,032	21,032

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

2. グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から上表に掲げる額を差し引いた額は0となります。

### 信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額

#### ■平成27年3月末、平成28年3月末

信用リスク削減手法に用いた担保はありません。

### 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成27年3月末		平成28年3月末	
	連 結	单 体	連 結	单 体
派生商品取引	14,785	14,785	21,032	21,032
外国為替関連取引及び金関連取引	14,244	14,244	20,891	20,891
金利関連取引	540	540	0	0
株式関連取引	—	—	140	140
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合 計	14,785	14,785	21,032	21,032

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

## 6. 証券化エクスポートジャーヤーに関する事項

### 銀行がオリジネーターである証券化エクスポートジャーヤーに関する事項

当行グループでは、該当取引はございません。

#### 投資家として保有する証券化エクスポートジャーヤーの額

(単位：百万円)

	平成27年3月末		平成28年3月末	
	連 結	单 体	連 結	单 体
住宅ローン債権	800	800	800	800
アパートローン債権	1,613	1,613	1,173	1,173
貸出金（シニアローン）	—	—	3,640	3,640
貸出金（劣後ローン）	—	—	60	60
出資金	—	—	100	100
クレジットカード債権	—	—	—	—
割賦債権	—	—	—	—
合 計	2,413	2,413	5,773	5,773

#### 投資家として保有する証券化エクスポートジャーヤーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

##### ■平成27年3月末

(単位：百万円)

リスクウェイト区分	連 結		单 体	
	エクスポートジャーヤー額	所要自己資本	エクスポートジャーヤー額	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	2,163	17	2,163	17
50%	149	2	149	2
100%	100	4	100	4
1250%	—	—	—	—
合 計	2,413	24	2,413	24

##### ■平成28年3月末

(単位：百万円)

リスクウェイト区分	連 結		单 体	
	エクスポートジャーヤー額	所要自己資本	エクスポートジャーヤー額	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	1,852	14	1,852	14
50%	120	2	120	2
100%	3,640	145	3,640	145
1250%	160	80	160	80
合 計	5,773	242	5,773	242

#### 再証券化エクスポートジャーヤーに関する事項

当行グループでは、該当取引はございません。

#### 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳

##### ■平成28年3月末

(単位：百万円)

	連 結	单 体
貸出金（劣後ローン）	60	60
出資金	100	100

#### 保有する再証券化エクスポートジャーヤーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当行グループでは、該当取引はございません。

## 7. 銀行勘定における出資又は株式等エクスポートによる事項

### 出資等又は株式等エクスポートによる(連結)貸借対照表計上額等

#### ■平成27年3月末

(単位:百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額		時価	
	連 結	单 体	連 結	单 体
上場している出資等又は株式等エクスポートによる(連結)貸借対照表計上額	75,410	74,900	75,410	74,900
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポートによる(連結)貸借対照表計上額	2,221	5,104	2,221	5,104
合 計	77,632	80,004	77,632	80,004

(注) 上表には、「金融機関向けエクスポート」に分類される金融機関が発行する株式を含めてあります。なお、ファンド等に含まれる株式及び自己資本控除の対象となる株式は含めておりません。

#### ■平成28年3月末

(単位:百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額		時価	
	連 結	单 体	連 結	单 体
上場している出資等又は株式等エクスポートによる(連結)貸借対照表計上額	85,304	84,776	85,304	84,776
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポートによる(連結)貸借対照表計上額	2,312	5,244	2,312	5,244
合 計	87,617	90,020	87,617	90,020

(注) 上表には、「金融機関向けエクスポート」に分類される金融機関が発行する株式を含めてあります。なお、ファンド等に含まれる株式及び自己資本控除の対象となる株式は含めておりません。

### 子会社・関連会社株式の(連結)貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成27年3月末		平成28年3月末	
	(連結) 貸借対照表計上額		(連結) 貸借対照表計上額	
	連 結	单 体	連 結	单 体
子会社・子法人	—	2,961	—	2,961
関連法人	—	—	—	—
合 計	—	2,961	—	2,961

(注) 上記、子会社・関連会社株式は全て非上場です。

### 出資等又は株式等エクスポートによる売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成27年3月末		平成28年3月末	
	連 結	单 体	連 結	单 体
売却損益額	△34	△34	5,556	5,544
償却額	47	37	34	0

### (連結)貸借対照表で認識され、かつ、(連結)損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

平成27年3月末		平成28年3月末	
連 結	单 体	連 結	单 体
23,822	23,347	14,308	13,815

### (連結)貸借対照表及び(連結)損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

平成27年3月末	平成28年3月末
連 結	单 体
23,822	14,308

### (連結)貸借対照表及び(連結)損益計算書で認識されない評価損益の額

#### ■平成27年3月末、平成28年3月末

該当する評価損益はございません。

## 8. 銀行勘定における金利リスクに関して当行グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

### 銀行勘定における金利リスクに関して当行グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位:百万円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
金利ショックに対する経済価値の増減額 VaR	4,087 (信頼区間: 99%、保有期間: 6ヶ月)	2,923 (信頼区間: 99%、保有期間: 6ヶ月)

(注) 1. 当行グループでは銀行勘定の金利リスクに関して、内部管理上単体の金利リスク量を使用しております。

2. 流動性預金のうちコア預金(明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金)は内部モデルにて金利リスクを算定しております。

# 【報酬等に関する開示事項】

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

### （1）「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。

なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

#### ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

#### （ア）「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行には該当する連結子法人等はありません。

#### （イ）「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。なお、「対象役員の平均報酬額」は期中退任者・期中就任者を除いて算出しております。

また、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したるものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

#### （ウ）「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

### （2）対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。

また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

### （3）報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成27年4月～平成28年3月)
取締役会	1回

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

### 報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

役員の報酬等につきましては、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、取締役については社外取締役が出席する取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

また、取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、役位などによる固定報酬部分、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分及び株式報酬型ストック・オプションで構成されております。

なお、監査役及び社外役員の報酬は、固定報酬部分のみとしております。

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

#### 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額		変動報酬の総額			退職慰労金		
			基本報酬	株式報酬型 ストック・ オプション	基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック・ オプション			
対象役員（除く社外役員）	15	295	172	172	—	122	107	—	15	—

(注) 株式報酬型ストック・オプションの権利行使期間は以下のとおりであります。

なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社紀陽銀行	平成27年7月28日から
第1回新株予約権	平成57年7月27日まで

#### 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。